令和９(2027)年度～令和 11(2029)年度

江別市高齢者総合計画

第 11 期江別市高齢者保健福祉計画／第 10 期江別市介護保険事業計画

〈　　各論（案）　〉

令和９(2027)年３月

北海道江別市

各　論

＜施策の体系＞

基本理念	基本目標	中長期的な目標	計画目標（令和９～11 年度）	施策項目
江別市に住むすべての高齢者が自分の意思で、自分が望む生活を送ることができるよう 地域全体で認め合い、支え合うまちづくりを目指す	住み慣れた地域で、人生の最期まで暮らしていける体制づくり	地域包括ケアシステムの深化・推進	1. 地域支援体制の推進 ⇒〇頁へ	（1）地域包括支援センターの運営・評価
				（2）自立支援に向けた地域ケア会議の推進
				（3）在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
				（4）成年後見制度の推進
			2. 介護予防と健康づくりの推進 ⇒〇頁へ	（1）自立支援・介護予防・重度化防止の推進
				（2）健康づくりの促進
				（3）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
	社会参加・自己実現を通して、健康でいきいきと暮らしていける環境づくり		3. 見守り合い・支え合いの地域づくりの促進 ⇒〇頁へ	（1）見守り合いと支え合いの醸成
				（2）家族等介護者への支援の充実
				（3）生きがい・社会参加と協働のまちづくり
			4. 認知症施策の推進（認知症施策推進計画） ⇒〇頁へ	（1）認知症の人の社会参加を支え合う地域づくり
				（2）認知症の予防と備えの実践
	多世代が集い、つながり、支え合う共生のまちづくり		5. 安心して暮らすための環境づくり ⇒〇頁へ	（1）暮らしやすい環境づくり
				（2）権利擁護の推進
				（3）災害や感染症対策の推進
			6. 持続可能な介護保険制度の運営 ⇒〇頁へ	（1）介護サービスの安定的な提供
				（2）介護人材の確保と資質向上及び業務の効率化に向けた事業者支援
				（3）介護保険事業の円滑な運営

具 体 的 取 組

①総合相談支援業務 ②権利擁護業務 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
④地域包括支援センターの周知拡大 ⑤地域包括支援センターの運営に対する評価と機能の強化

①地域ケア会議の実施 ②多職種との連携・ネットワークの構築

①在宅療養支援体制の推進 ②在宅医療・介護連携を図るための体制整備
③医療と介護の一体的な提供に向けた取組 ④地域の医療・介護関係者ネットワーク構築、人材育成及び連携強化

①成年後見制度の広報・啓発 ②成年後見制度の利用に関する相談の実施 ③市民後見人の育成・活用
④権利擁護支援と地域連携ネットワークの推進 ⑤成年後見制度利用に関する各種支援制度の実施

①介護予防ケアマネジメントの推進 ②サービス・活動事業の推進 ③一般介護予防事業の推進
④(仮称)介護予防高齢者補聴器購入助成モデル事業の実施

①こころと体の健康づくり ②自分に合った運動(身体活動)の実践 ③望ましい食生活の推進

①フレイル予防 ②切れ目のない保健事業の提供
③健康状態の把握と重症化予防のための個別支援

①生活支援コーディネーターの活動 ②生活支援体制の整備に向けた多様な関係機関・団体等による協議体の運営
③高齢者の生活支援における担い手の掘り起こし ④民間事業者との連携 ⑤ごみサポート収集

①家族等介護者を含めた相談支援 ②生活支援短期宿泊事業 ③認知症高齢者家族やすらぎ支援事業
④認知症の人の家族に対する支援 ⑤認知症高齢者等の行方不明時における支援体制の構築
⑥介護マークの配布

①ボランティア活動の推進 ②高齢者への就労支援 ③生涯学習・文化活動・スポーツ活動等の促進
④地域交流の促進

①認知症に対する正しい理解の普及啓発 ②認知症の人やその家族を見守り合い、支え合う地域づくりの推進
③認知症の人やその家族が安心して外出できるための環境整備

①早期対応と支援体制の構築 ②認知症に対する「備え」の実践
③成年後見制度の利用に関する相談の実施 ④成年後見制度利用に関する各種支援制度の実施

①多様な住まい方への支援 ②バリアフリーの推進 ③交通安全対策の推進 ④緊急通報サービス
⑤福祉除雪サービス ⑥一人暮らし高齢者宅防火訪問 ⑦救急袋(きゅうきゅうたい)の配布 ⑧ごみサポート収集
⑨使用済み紙おむつの無料収集

①高齢者虐待の防止と早期発見に向けたネットワークの構築
②高齢者虐待への迅速かつ適切な対応と再発防止 ③消費者被害等の防止 ④成年後見制度の広報・啓発
⑤成年後見制度の利用に関する相談の実施 ⑥権利擁護支援と地域連携ネットワークの推進

①災害時要配慮者対策の推進 ②感染症対策の推進

①介護サービス基盤の整備 ②介護保険制度の普及啓発 ③介護サービス情報の公表
④災害・感染症対策に係る体制整備

①介護人材の確保に向けた取組 ②介護人材の資質の向上に向けた取組
③生産性向上の推進及び質の向上に向けた事業者支援

①介護給付適正化事業の推進 ②低所得者等への配慮

第４章　高齢者保健福祉施策の展開

第１節　地域支援体制の推進・・・【計画目標１】

（１）地域包括支援センターの運営・評価

施策の方向性

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核拠点として、包括的かつ継続的な支援を行う地域包括ケアの実現に向けて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が協働して、各種事業（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等）を実施しています。

また、江別市介護保険事業等運営委員会を設置し、地域包括支援センターの公正性及び中立性の確保並びに円滑かつ適正な運営に努めています。

地域包括支援センターは、相談内容の複雑化などにより、今後もこれまで以上に多様な連携・ネットワークづくりが求められていることから、介護予防及び自立支援型ケアマネジメントの推進、地域ケア会議の活用、医療及び介護の関係機関や生活支援コーディネーター機能との連携に努めていきます。

具体的取組

①　総合相談支援業務

高齢者やその家族、地域の関係者、医療関係者、介護サービス事業所等からの様々な相談に対して支援しています。今後も市民にとっての身近な相談拠点として、また介護・福祉・医療等の関係者からの専門相談機関として、様々な機関や人的ネットワークとの連携を深めながら、相談支援体制の充実を図ります。

②　権利擁護業務

権利侵害の予防や対応のほか、必要なサービスの利用や各種制度に係る手続に際して、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある暮らしを続けられるよう、専門職の視点から必要な支援を行います。

③　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

居宅介護支援サービス計画や施設サービス計画に係る支援のほか、高齢者の心身の状況やサービス利用状況等に関する定期的な協議、その他介護支援専門員に対する多様な支援等を通じて、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく自立した日常生活を営むことができるよう、包括的・継続的な支援を行います。

④　地域包括支援センターの周知拡大

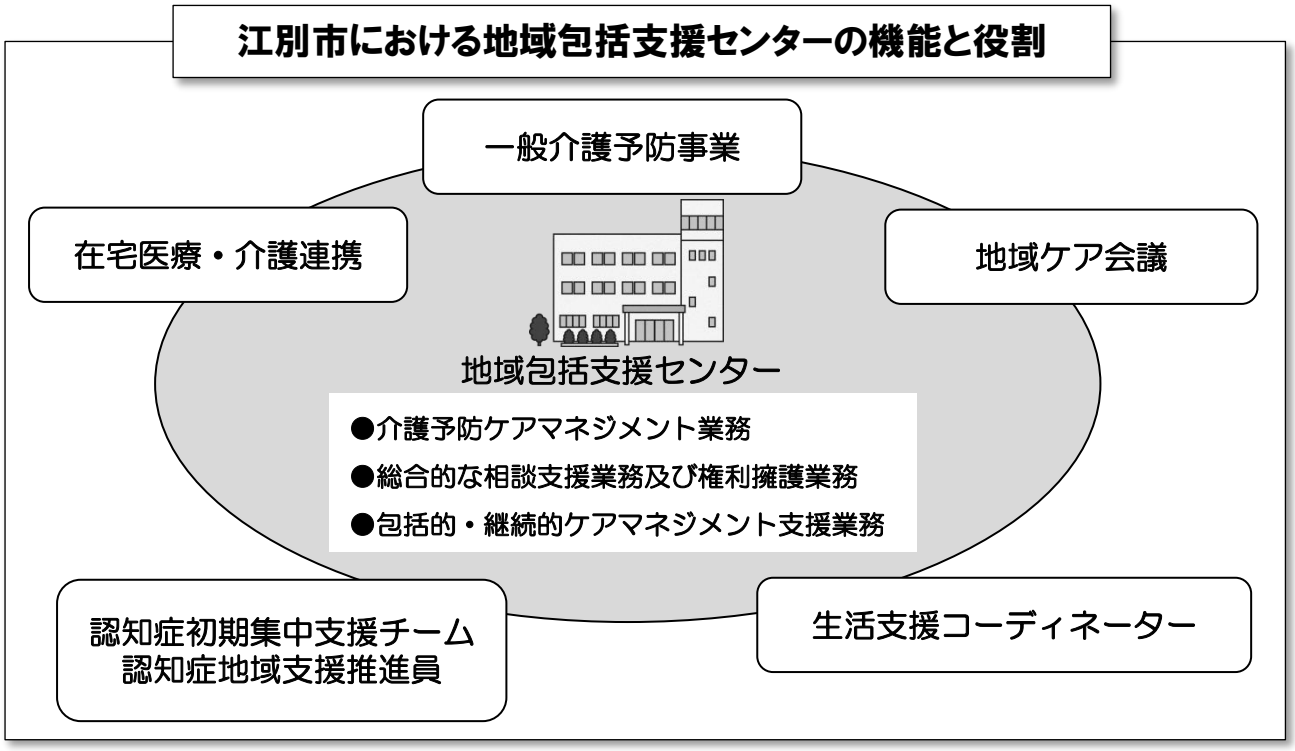
高齢者クラブや自治会などの住民組織、関係団体からの依頼に基づき、高齢者を中心とした地域住民の健康・心身状態の増進、生活の支援のほか、地域の見守り合いや支え合いのために、講話や相談支援に継続して取り組みます。

また、広報えべつや市のホームページに事業の開催案内や相談先の掲載を引き続き行うとともに、様々な地域活動を通じて周知拡大に努め、地域包括支援センターの認知度を高めることで、より一層、高齢者等への支援を行います。

⑤　地域包括支援センターの運営に対する評価と機能の強化

地域包括支援センターの公正性及び中立性の確保並びに円滑かつ適正な運営を図るため、介護保険被保険者や医療・介護・福祉の専門職団体、高齢者の相談事業を担う関係者、学識経験者等によって構成される介護保険事業等運営委員会を定期的に開催します。

委員会では、必要に応じて、センター設置等の承認（担当圏域の設定、センターの設置・変更及び廃止等）のほか、センターに求められる役割や機能に対する運営状況を評価し、職員の資質向上に係る取組、地域包括ケアに関することなどの協議を通じて、センターの円滑かつ適正な運営に努めます。



（２）自立支援に向けた地域ケア会議の推進

施策の方向性

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、介護に関わる関係者全体のケアマネジメントの質の向上と、地域における多様な主体の連携が必要となります。

高齢者の自立支援・重度化防止に向けた支援体制の充実と、住み慣れた地域の中で自分らしく安心して在宅生活を継続するために必要な地域課題の把握や社会資源の開発に向けて、専門職や関係機関等が様々な事例や課題について、積極的に意見交換や課題検討を行う地域ケア会議の実施を推進します。

具体的取組

①　地域ケア会議の実施

複雑な課題を有する高齢者の支援方策を多面的に検討するために、住民組織や関係機関・団体、介護保険サービス事業者及び行政機関などが協議し、高齢者にとってその人らしい生活を維持するための個別事例検討型地域ケア会議のほか、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた方策について、多様な専門職がそれぞれの専門的な知見から、その人らしい生活を維持・向上するための協議を行う自立支援型地域ケア会議などを実施します。

また、個別事例の検討を通じて把握した地域の課題については、生活支援体制整備事業と連携し、様々な関係機関と情報共有しながら、課題解決に向けた対応策の検討や社会資源の開発に取り組みます。

②　多職種との連携・ネットワークの構築

住民組織や関係機関・団体、介護保険サービス事業所や医療機関の専門職などの多様な主体が地域ケア会議に参加することを通じて、地域包括支援センターが中心となり、地域の高齢者の支援を担う人材や団体の連携体制を整備することで、職種や組織を超えた多職種のネットワークの構築を図ります。

（３）在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

施策の方向性

高齢者の在宅生活においては、疾病等に伴う医療サービスと身体機能の低下等に伴う介護サービスの両方が必要となることが多いため、医療と介護が連携し、対象者の状態を共有しながら適切なサービスを提供することが必要です。

生活習慣病や認知症などの様々な疾病や身体機能の低下を抱えたとしても、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある暮らしを続けることができるよう、医療と介護の関係機関が連携して高齢者に対する包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を目指します。

具体的取組

①　在宅療養支援体制の推進

高齢者の状態に合わせて、医療と介護サービスが切れ目なく、一体的に提供できるよう、市内の医療機関や介護事業所など、地域の限られた資源を有効に活用しながら、地域の実情にあった在宅療養を推進します。

また、入院時における介護支援専門員と医療機関との連携のほか、退院時における療養生活から在宅生活への移行に向け、在宅療養生活の支援体制の整備に努めていきます。

今後、在宅及び施設での看取りの意向が高くなることが想定されることから、本人、家族、関係者間の連携強化に取り組むとともに、在宅療養に関する理解を深めるため、関係者向けに医療機関連携窓口一覧を作成するほか、地域住民へ医療機関ガイドブックの作成・配布を行うなど、周知・啓発を図ります。

②　在宅医療・介護連携を図るための体制整備

高齢者の在宅生活における医療と介護の連携について、市が江別医師会の協力により設置した江別市医療介護連携推進協議会において、市内の医療機関、介護施設及び介護サービス事業所等から、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職、介護支援専門員、介護職員等の多様な専門職が参画し、地域の医療・介護の資源の把握や在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討を進めてきました。

今後においても、医療と介護の連携に向けた具体的な取組を推進するため、各専門職による協議の継続を図るとともに、取り組むべき課題に応じて、幅広い関係機関も含めた検討体制の整備に努めます。

③　医療と介護の一体的な提供に向けた取組

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある暮らしを続けられるよう、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に向けて、医療機関と介護サービス事業所等の円滑な情報共有のツールや連携の仕組みづくりに取り組みます。

また、医療・介護関係者からの医療介護連携に関する相談支援への対応等にも取り組みます。

④　地域の医療・介護関係者ネットワーク構築、人材育成及び連携強化

医療機関と介護サービス事業所等の専門職が連携し、円滑に情報を共有する環境を整備するため、地域の医療機関、介護サービス事業所等の顔の見える関係づくりやネットワーク構築を図ります。

また、医療機関と介護サービス事業所等がお互いの役割や機能等に関する理解を深め、在宅の高齢者に対する支援を連携して提供できるよう、医療・介護専門職に対する研修の実施や、医療と介護の役割や連携に関する住民への普及啓発など、地域における医療と介護のネットワーク構築や人材育成に取り組みます。

（４）成年後見制度の推進

施策の方向性

高齢化が進み、認知症や障がいがあることから日常生活や財産管理等に支障がある人を社会全体で支え合うことは喫緊の課題となっていますが、「成年後見制度※」の利用者は近年増加傾向にあるものの、高齢者数等の増加に比べて、十分利用されているとは言えない状況です。

認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人であっても、地域の中で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度に関する利用支援等を行う江別市成年後見支援センターを平成29(2017)年度から設置しました。

その後、令和３(2021)年８月には、「江別市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、令和４(2022)年３月に江別市成年後見支援センターを成年後見制度の具体的取組の中心的役割を担う中核機関※に位置づけています。

成年後見制度は令和８(2026)年6月に民法が改正され、制度利用の必要がなくなったときに終了することが可能になるなど、より柔軟で使いやすい制度へと大きく変わりつつあります。また、社会福祉法の改正やそれに伴う今後の国の制度改正、当市の状況などを適宜踏まえながら、制度が変わっても判断能力が十分ではない人が地域で安心して暮らしていけるよう、中核機関は引き続き専門職団体・関係機関・地域等との連携を強化していきます。

※成年後見制度は、民法等の改正により名称等が変更になる場合があります。

※中核機関とは、地域連携ネットワークの整備・運営を行うための中核となる機関で、成年後見制度の周知・啓発や相談対応、本人を見守る体制の調整等の機能を担うものです。

具体的取組

①　成年後見制度の広報・啓発

成年後見制度を正しく理解し、誰もが安心して利用できるよう、制度の仕組みや手続きの流れ、身近な相談先である成年後見支援センターなどについて、パンフレットやホームページを活用するほか、市民向け講演会や出前講座などにより、地域に広く周知します。

また、権利擁護支援が必要な人と接する機会の多い介護保険サービス関係者や医療機関、民生委員などに対しても幅広く広報・啓発を行い、地域全体に制度の理解を図ることで、制度利用を必要とする人の早期発見・早期相談につなげます。

②　成年後見制度の利用に関する相談の実施

成年後見支援センターでは、成年後見制度に関する総合相談の窓口として、制度の必要性や関連する諸制度の紹介、制度利用の検討に関する相談への対応、制度の利用が必要な方やその家族等に対する手続支援、後見人等の調整を行っています。

福祉・法律の専門職、司法機関などの様々な関係機関と連携を図りながら、本人が安心して地域で暮らしていくための環境づくりを支援します。

③　市民後見人の育成・活用

成年後見制度の需要の増加に対応するためには、親族や専門職だけでなく、地域における身近な存在として、一般市民が後見人となる市民後見人の活用が期待されています。

市民後見人の後見業務に必要な知識や技能の継続的な向上を図るため、江別市社会福祉協議会が実施する法人後見業務や日常生活自立支援事業の支援員として活用するほか、定期的に市民後見人の資質向上に資するフォローアップ研修を行います。

また、業務に関する日常的な相談支援や業務内容の確認等、市民後見人へのバックアップ体制を整備し、適正かつ安定的に活動できるよう支援します。

④　権利擁護支援と地域連携ネットワークの推進

権利擁護支援が必要な人に関わる地域の関係者や法律・福祉の専門職団体、関係機関が連携して支援する体制である地域連携ネットワークを活用し、本人の意思を重視した権利擁護支援を推進します。

⑤　成年後見制度利用に関する各種支援制度の実施

成年後見制度による支援が必要な場合であっても、本人に身寄りがないなど、制度の申立てをすることが難しい場合に、市長が家庭裁判所に対して後見等開始の審判の申立てを行い、成年後見支援センターや家庭裁判所等と連携し、適切・迅速な制度利用につなげます。

経済的な事情により、申立費用や成年後見人等の報酬を負担することが難しい場合は、市がその費用の一部を助成することにより、制度の利用を促進します。

第２節　介護予防と健康づくりの推進・・・【計画目標２】

（１）自立支援・介護予防・重度化防止の推進

施策の方向性

高齢者が有する能力に応じて、地域社会で生きがいを持った生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心に、地域住民、関係団体、事業者、行政のそれぞれが役割を共有しながら、連携・協働して総合的な自立支援・介護予防・重度化防止に向けたサービス提供体制の整備を進めます。

生活機能が低下した高齢者に対しては、運動、口腔、栄養、認知機能などの心身機能の改善に加え、家庭内で役割を持って生活することや生きがいづくり、趣味活動等を通じた社会参加・地域活動の取組を促します。

また、高齢者が、日常的に健康維持・介護予防に取り組むことができるよう、知識の習得や口腔機能・食生活に関する意識付けを図る機会の提供に努めます。

高齢者一人ひとりに対し、生きがいや自己実現のための取組を支援し、生活の質の向上につなげることを目指します。

具体的取組

①　介護予防ケアマネジメントの推進

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、要支援認定者及び事業対象者※に対し、本人の心身の状況に応じた生活機能の維持・改善を図るために、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの利用を位置付けた介護予防サービス支援計画書を作成するとともに、適切なサービスの利用と利用状況の評価による定期的な計画の見直し等を通じて、本人の自立生活の維持・改善に向けた支援を行うものです。

介護予防ケアマネジメントの対象者が有する能力に応じて、本人の望む「したい」「できるようになりたい」という意欲を引き出し、主体的な活動や取組を通して、その人らしい「自立」を目指す支援を行います。

※事業対象者とは、厚生労働省が定めた基本チェックリスト（60～61ページ）の25項目の質問への回答から、運動器、栄養改善、口腔機能、閉じこもり、認知機能、うつの項目のいずれかの機能低下が認められる65歳以上の高齢者のことです。

②　サービス・活動事業の推進

要支援認定者及び事業対象者に対して、自立した生活の確立と自身の望む暮らしの実現を支援するため、従来の介護予防通所介護及び介護予防訪問介護に準じた介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービス及び訪問型サービスを提供します。

通所型サービスにおいては、運動機能や口腔機能の維持・向上を支援するプログラムのほか、認知症予防やうつ・閉じこもり予防、栄養改善など、高齢者一人ひとりの心身の状態に応じた多様な支援が可能となるようサービス提供体制の整備に努めます。

また、訪問型サービスにおいては、高齢者の在宅生活の状況に合わせて、自立した生活の安定的な維持・継続に向けて、きめ細やかな支援を提供する体制の整備に努めます。

さらに、市町村が独自の基準で運営することが可能な介護予防・日常生活支援総合事業の仕組みを生かし、高齢者に対する多様で安定的なサービス提供体制を整備するため、運動習慣や口腔ケアの定着、運動機能及び口腔機能の向上を図る短期集中サービスを提供するなど、住み慣れた地域で在宅生活を続けることができるような環境整備に努めます。

③　一般介護予防事業の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らし続けるために、地域の中で役割ややりがいを持って活躍することができるよう、高齢者が主体的に介護予防に取り組むことや、社会参加・地域交流ができる場の充実のほか、高齢者がこれまでに培った技能や経験、有する能力等を生かして地域に貢献する場の拡大や、心身の健康維持・介護予防に資する活動に取り組む機会の提供に努めます。

③－１　介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及啓発や、基礎的な知識の習得を目的とした「介護予防教室」、高齢者クラブや自治会などの要望に応じて地域に出向いて行う「介護予防出前講話」などを開催しています。

多くの高齢者に介護予防に関する知識を普及展開するため、新規参加者の増加に努めるとともに、意欲の維持及び効果の向上に向けた継続的な取組に努めます。

③－２　地域介護予防活動支援事業

地域において、住民が主体となって自主的な介護予防活動に取り組むことができる「通いの場」の創出や拡充のため、地域包括支援センターを中心に、関係機関、団体等に所属する専門職等の協力を得て、地域の住民や団体に対する啓発に努めます。

また、通いの場等に派遣する歯科衛生士、管理栄養士、検診推進員（保健師等）などの専門職の知見に基づいた正しい介護予防の知識を高齢者が習得することで、健康的な生活を実践するとともに、介護予防に取り組む高齢者支援の核となる人材を養成します。

③－３　地域リハビリテーション活動支援事業

地域住民が主体となって取り組む介護予防に資する取組に対し、医療機関や介護サービス事業所等に所属する専門職の知見を生かした効果的な支援を行うため、住民主体の「通いの場」にリハビリテーション専門職を派遣する取組を推進します。専門職による講話や運動指導により、高齢者の活動における介護予防効果の向上と継続的な意欲の増進を図ります。

④　（仮称）介護予防高齢者補聴器購入助成モデル事業の実施

加齢により聴力が低下し、円滑なコミュニケーションが難しい高齢者に対し、介護予防及び認知症予防を図ることを目的として、補聴器の購入に関する費用の一部を助成することにより、補聴器の利用を促進し積極的な社会参加や地域交流を支援します。

当該事業は令和10(2028)年度からモデル事業として実施し、補聴器装着前後の生活状況の変化や聴こえの専門家の意見等を踏まえながら、令和12(2030)年度以降の事業実施を検討します。

あなたの元気度をチェックしてみましょう！

ご自身でできる元気度チェックとして「介護予防・調べてみましょう　あなたの元気度」を江別市ホームページに掲載しています。

このチェックリストであなたの元気度（生活機能）を点検することができますのでご活用ください。

なお、チェックリスト用紙が必要な方、気になるチェック項目があった方は、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

●江別市ホームページ
https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kaigo/208.html

介護予防･調べてみましょう　あなたの元気度

体や心の老化は知らず知らずのうちに忍び寄ってきています。あなたの毎日の生活は老いを近づけていませんか？

このチェックリストであなたの元気度（生活機能）を点検してみましょう。

No.	チェック項目		
1	バスや電車で一人で外出していますか	はい	★いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	はい	★いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	★いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	はい	★いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	★いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	はい	★いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	★いいえ
8	15 分くらい続けて歩いていますか	はい	★いいえ
9	この 1 年間に転んだことがありますか	いいえ	★はい
10	転倒に対する不安は大きいですか	いいえ	★はい

6～10 で★が 3 つ以上の方は　体を動かすための筋力や転ばないためのバランス能力が弱ってきているかもしれません。毎日の生活に運動を取り入れ、体力や筋力を蓄えましょう。

No.	チェック項目		
11	6 ヶ月間で 2～3kg 以上の体重減少がありましたか	いいえ	★はい
12	身長　　cm、体重　　kg BMI＝（体重〈kg〉÷身長〈m〉÷身長〈m〉）	★18.5 以下	

11 と 12 の 2 つとも★の方は　食事が偏ったり、食べる量が減ってきていませんか。毎日の食生活を見直し、バランスよく食べましょう。

No.	チェック項目		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	いいえ	★はい
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	いいえ	★はい
15	口の渇きが気になりますか	いいえ	★はい

13～15 で★が 2 つ以上の方は　噛んだり飲み込んだりする働きが弱ってきています。いくつになってもおいしく食べて元気で過ごすためにお口の健康を保ちましょう。

No.	チェック項目		
16	週に 1 回以上は外出していますか	はい	★いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	いいえ	★はい

16 に★が付いた方は　家の中に閉じこもりがちな生活は足腰が弱ったり、物忘れしやすくなります。買物や散歩など出かける機会を増やしましょう。

No.	チェック項目		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるといわれますか	いいえ	★はい
19	自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか	はい	★いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	いいえ	★はい

18～20　で★がひとつでも付いた方は　物忘れが気になりませんか。食事や運動、社会参加、脳トレなど認知症を遠ざける生活を心がけましょう。

No.	チェック項目		
21	(ここ 2 週間)毎日の生活に充実感がない	いいえ	★はい
22	(ここ 2 週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	いいえ	★はい
23	(ここ 2 週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	いいえ	★はい
24	(ここ 2 週間)自分が役に立つ人間だと思えない	いいえ	★はい
25	(ここ 2 週間)わけもなく疲れたような感じがする	いいえ	★はい

21～25 で 2 つ以上★が付いた方は　心が疲れていませんか。頑張りすぎず、少し休みましょう。

（２）健康づくりの促進

施策の方向性

市では、誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指して、平成29(2017)年４月に『健康都市えべつ』を宣言したほか、「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」の中で市が重点的・集中的に取り組むテーマを設定した「えべつ未来戦略」において「幸せに歳を重ねられる暮らしをとどける」をテーマの一つに位置付けています。

生涯を通じていきいきと暮らすためには、健康意識の向上や健康づくりの推進を図る必要があることから、健診（または検診）の受診や適度な運動、バランスのとれた食生活などの取組を推進し、健康寿命の延伸に努めます。

高齢期の特性として、生活習慣病の重症化が起こりやすいだけでなく、フレイル※となることにより、介護が必要となる可能性が高まります。そのため、早期に気づき、予防することで、要介護状態に至る可能性を下げることができることから、普段からの健康づくりの促進に努めます。

※フレイルとは、加齢に伴い身体機能や認知機能などが低下することによる虚弱状態のことです。

具体的取組

①　こころと体の健康づくり

医師・保健師・管理栄養士・健康づくり推進員等による健康づくりに関する講演会、こころの健康づくり講演会、講座、地区健康教育などを通じて生活習慣病などの病気やこころ（メンタルヘルス、うつなど）に関する知識の普及を図ります。

また、様々な機会を通じ、自らの健康への関心を高められるように働きかけるとともに、地域、保健・医療・福祉関係機関など多くの機関と連携し、健康・疾病・悩みの相談先などに関する情報を発信します。

②　自分に合った運動（身体活動）の実践

習慣的に運動し、運動機能を維持向上することは、生活習慣病の重症化予防や高齢者の認知機能の低下防止だけでなく、フレイルの予防にもつながります。効果的な運動は、それぞれの健康状態により異なることから、自分に合った運動（身体活動）の実践に向け、様々な相談の場について情報提供します。

また、地域リハビリテーション活動支援事業（PO）と連動して地域の「通いの場」等へリハビリテーション職を派遣するほか、江別オリジナルのエクササイズである「E-リズム」の普及や各地区の地域健康づくり推進員が主催する健康づくり事業などを通して、誰もが取り組みやすい運動の普及や、日常的に身体を動かすことを推進します。

③　望ましい食生活の推進

健康は毎日の良い生活習慣の積み重ねでつくられていくものです。十分な栄養を摂取することは、健康な生活を送る上でとても重要です。適正体重の維持は、シニア期の低栄養予防や改善、健康づくりにもつながります。

また、高血圧をはじめとする生活習慣病の重症化予防には、塩分の摂り過ぎに注意し、バランスに配慮した食事を適時適量摂取することも重要であることから、介護予防事業の一環として管理栄養士や食生活改善推進員などが各種講座等を通じ、望ましい食生活の推進に努めます。

併せて、バランスの良い食事摂取に必要な歯の健康や、口腔機能（咀嚼、嚥下）低下防止を図ります。

「江別市健康都市宣言」について

「健康都市宣言」を行うことによって、すべての市民が生涯を通じて健康に過ごせる健康意識の向上と健康づくりの推進に努め「だれもが健康に安心して暮らせるえべつ」を目指すものです。

江別市健康都市宣言

都市と自然が調和するまち江別で、元気で健やかな毎日をおくることは、私たち市民すべての願いです。

この願いをかなえるには、世代をこえて市民一人ひとりが、住み慣れたまちで健康づくりに取り組み、いきいきと過ごすことが大切です。

そのために、健康寿命を延ばし、だれもが健康で安心して暮らせるまちをめざして、ここに「健康都市えべつ」を宣言します。

一　生涯を通じて学び、こころと体の健康に関心を持ち続けます。

一　みずからの健康を守るため、進んで自分の健康状態を確かめます。

一　バランスのよい食事や適度な運動により、正しい生活習慣を守ります。

一　地域とのつながりを大切にし、健康づくりの輪を広げます。

（３）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

施策の方向性

高齢者が抱える「フレイル」等の多様な健康課題に対応するため、医療・介護・健診等のデータを活用し、地域の健康課題を分析します。また、生活習慣病や低栄養など重症化する可能性の高い状態にある高齢者に行う保健指導や、健康状態が不明な高齢者の実態把握・支援を行うハイリスクアプローチ※と、通いの場等への専門職派遣によりフレイル予防について広く普及啓発を行うとともに、必要なサービスの利用勧奨を行うポピュレーションアプローチ※を実施することで、保健事業と介護予防の一体的な取組に努めます。

※疾患の発生リスクが高い人を対象に働きかけをして病気を予防する方法を「ハイリスクアプローチ」といいます。それに対し、リスクの改善に向けて、集団全体に対して働きかけていく方法を「ポピュレーションアプローチ」といいます。

具体的取組

①　フレイル予防

フレイルになると、様々なストレスに対する回復力の低下や要介護状態になる可能性が高まるなどの影響が生じます。

フレイルを予防するためには、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点からの適切な介護予防の取組と生活習慣病の重症化予防などの健康づくりが重要です。社会参加を図りながら心身機能の維持・向上に取り組んでいる住民主体の通いの場等を活用し、フレイルのリスクを確認するための「フレイルチェック」を実施するほか、介護予防体操の支援を担う人材や歯科衛生士、管理栄養士などの専門職等を派遣し、幅広い対象にフレイル予防に関する普及啓発を行います。

②　切れ目のない保健事業の提供

75歳到達以降の後期高齢者に対して、江別市国民健康保険加入時から適切な保健事業が途切れることなく、継続して提供される体制を整備し、75歳到達以前からの保健事業や健康状況・生活機能の課題に一体的な対応が図られるような取組に努めます。

③　健康状態の把握と重症化予防のための個別支援

国保データベースシステム等の活用により、医療・介護・健診等のデータ分析を行い、地域の健康課題の把握に努めます。

また、後期高齢者健診の結果、生活習慣病の重症化や低栄養の可能性が高い高齢者、フレイルチェックによりフレイルのリスクがある高齢者、健診も医療も受けていない高齢者への個別支援と、把握した高齢者の状況に応じて医療や介護サービス、保健事業の利用勧奨につながるよう取組を行います。

第３節　見守り合い・支え合いの地域づくりの促進【計画目標３】

（１）見守り合いと支え合いの醸成

施策の方向性

少子高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする高齢者が増加する一方、生産年齢人口の減少により介護サービスを提供する担い手の不足が課題となっており、介護サービス等の公的な支援だけでなく、地域の高齢者の抱える課題を解決するための住民同士の互助によるインフォーマルサービス※の整備も重要になります。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるまちづくりを推進するために、地域住民一人ひとりが高齢者を見守り合い、支え合える地域づくりを支援するとともに、生活支援コーディネーターと地域住民、自治会や高齢者クラブなどの地縁組織や団体、民間企業や介護サービス事業所等の多様な主体と協力・連携し合える体制の構築を図ります。

また、日常生活に不安や課題を抱える高齢者が安定的な生活を送ることができるよう、介護に関する有資格者だけでなく、ボランティア活動等による地域住民同士の互助活動の促進に取り組みます。

※インフォーマルサービスとは、介護保険制度や行政が提供するサービス以外の地域住民やボランティア団体などが主体となって行う支援やサービスのことです。

具体的取組

①　生活支援コーディネーターの活動

地域における高齢者の困りごとや課題を把握し、自治会や高齢者クラブなど、各地域の住民や団体が抱える地域課題の解決に向けた取組を支援する生活支援コーディネーターを江別市社会福祉協議会及び地域包括支援センターに配置しています。

生活支援コーディネーターは、自治会や高齢者クラブ、民生委員、地域のＮＰＯ団体・社会資源等との連携を通じて、住民に対する高齢者支援の必要性の理解、新たな担い手の発掘・養成、住民同士の見守り合いや支え合いに関する仕組みづくりのほか、新たな資源の創出に向けた活動の支援に取り組みます。

②　生活支援体制の整備に向けた多様な関係機関・団体等による協議体の運営

高齢者の様々な地域課題に対応する方策を検討するため、行政と生活支援コーディネーターのほか、介護サービス事業所や高齢者支援組織、住民団体等の様々な主体が参画する生活支援体制整備協議体を運営します。

生活支援体制整備協議体では、生活支援コーディネーターの活動や地域ケア会議を通じて把握した各生活圏域の地域資源や課題を共有し、課題の解決や地域資源の創出に向けた協議を行い、高齢者の生活支援に資する施策の展開に取り組みます。

③　高齢者の生活支援における担い手の掘り起こし

高齢者の日常生活を支援する担い手のすそ野を広げるために、地域住民を対象として養成した高齢者ＬＩＦＥサポーター（旧称：高齢者生活支援スタッフ）が、様々な形で高齢者の支援に携わることができるよう、江別市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等と連携し、ボランティア人材と活動の場のマッチング支援を行うほか、地域の中の見守り合いや助け合い等の互助活動の重要性を、地域住民の視点で広く普及啓発する取組に努めます。

④　民間事業者との連携

高齢者が住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らし続けるためには、地域での日常的な見守りや必要な支援につなげる体制が必要となります。

民間事業者と市で協定を締結し、民間事業者が、業務を通じて「さりげない見守り」や声かけ等を行う中で、何らかの異変を発見した場合は、必要に応じて市に報告を行い、適切な支援につなげていきます。

⑤　ごみサポート収集

ごみステーションにごみを運ぶことが困難な要介護１以上の高齢者等を対象に、市が委託しているごみ収集員が、ごみの戸別収集を行います。

一人暮らしの高齢者等の安否確認につなげるため、ごみの排出がない場合には、市が報告を受け、親族やケアマネジャーなどの関係機関に連絡するなどにより、世帯の状況を確認する連絡体制を構築しています。

（２）家族等介護者への支援の充実

施策の方向性

介護を必要とする高齢者の生活の質の向上に寄与するため、高齢者を介護する家族の身体的又は精神的負担を軽減するためのサービスを提供するほか、家族等の情報交換や交流の場への支援など、家族等介護者（ケアラー）に対する相談・支援体制の整備に努めます。

具体的取組

①　家族等介護者を含めた相談支援

市や地域包括支援センター、介護保険サービス事業所等の相談機能を通じて、担当ケアマネジャーが家族等から受ける介護に関わる悩みなどの相談に応じるとともに、介護負担軽減のためのサービス利用の調整を図ります。

また、家族介護者同士が交流する場を支援するなど、関係機関・団体等と連携し支援を行います。

②　生活支援短期宿泊事業

要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、日常生活において家族等による支援を必要とする方が、家族等の事情により、一時的に必要な支援を受けることが困難な場合などに、短期間入所できる体制を整備することで、高齢者を介護する家族の心身の負担軽減に努めています。

③　認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

認知症の人を介護している家族の休息や外出時の支援として、認知症の症状の正しい知識や接し方に関する基礎研修を受けたボランティアが自宅を訪問し、家族に代わって話し相手となって見守りを行うことで、在宅生活を営む家族の心身の負担軽減に努めています。

④　認知症の人の家族に対する支援

認知症の人とその家族を支える取組として、認知症の人やその家族、介護の専門職やボランティア、地域住民など誰もが気軽に参加できる認知症カフェの運営支援に加え、認知症になっても地域のサロンや茶話会等の通いの場に参加し続けられるよう、参加者同士の交流を通じて認知症や介護の理解を深め、支え合う地域づくりを推進します。

また、地域包括支援センターなどが家族会の活動等を継続的に支援します。

⑤　認知症高齢者等の行方不明時における支援体制の構築

認知症の高齢者等が、安心して住み慣れた地域で暮らし続けるため、外出時に帰宅困難・行方不明となった場合に、地域住民や高齢者を支える関係団体の協力や連携を得ながら、安全に帰宅できるための体制の構築が必要です。

認知症高齢者等が外出時に帰宅困難や行方不明になることに備え、現在の位置情報を確認することができるＧＰＳ端末を貸し出すことで、認知症高齢者等の早期発見を目指すとともに、在宅生活を支える家族等の心身の負担を軽減するための支援に取り組んでいます。

また、警察署が高齢者等の帰宅困難・行方不明による捜索依頼を受けた場合に、捜索協力関係機関（ＪＲ・バス会社・タクシー会社・消防など）へ情報提供を行う江別市見守りＳＯＳネットワークの周知拡大と利用促進に向け、関係機関との連携体制の強化に取り組みます。また、必要に応じて再発防止に向けた事後支援を行います。

さらに、今後においても、認知症高齢者等とその家族の支援に向けて、ＩＣＴ（情報通信技術）機器などを含めた有効な手段の情報収集を行うとともに、効果的な対応や取組等がある場合は必要な情報の提供が図られるように努めます。

⑥　介護マークの配布

家族等による高齢者の介護において、異性の衣類の購入等、周囲の人から介護中であることが認識されずに誤解や偏見を受ける場合があることから、介護をしていることを周囲に理解してもらうために、市では「介護マーク」を配布しています。

介護マークについて

江別市ホームページに掲載しているほか、介護保険課窓口や各地域包括支援センターで配布していますので、ご活用ください。

【活用例】
・介護していることを周囲に知ってもらいたいとき
・駅やスーパーなどのトイレに付き添うとき
・男性介護者が女性用下着を購入するとき　　など

●江別市ホームページ
https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kaigo/44113.html



（３）生きがい・社会参加と協働のまちづくり

施策の方向性

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、支えられるだけでなく、家族や地域の中で自分なりの役割を持ち、周囲から必要とされ、認められることや生きがい・やりがいを感じられることが生活の充実につながると考えられます。

社会参加促進のため、「通いの場」や「地域活動」など、高齢者個々の関心に合わせた様々な情報を提供することで、社会参加を通じた生きがいづくりや、自身の望む暮らしの実現につながるよう努めます。

また、高齢者クラブの活動支援や「江別市高齢者クラブ紹介情報誌」を配布し、生きがいづくりや健康増進の取組にもつなげます。

具体的取組

①　ボランティア活動の推進

高齢者が培ってきた経験や豊富な知識は、多様化する地域課題に対し課題解決の大きな推進力となることが期待できます。経験や知識を次世代へ継承し、地域福祉力を向上させていくため、高齢者の積極的なボランティア活動への参加を促します。

①－１　社会福祉協議会の各種事業での協働

社会福祉協議会では、地域での市民参加による福祉活動を促進するために高齢者の自主的・自発的なボランティア活動を支援していきます。

また、社会福祉協議会が実施する各種事業において、高齢者やその関連団体との協働を推進します。

①－２　高齢者クラブ活動の支援

市内では、数多くの高齢者クラブが、社会参加や社会奉仕活動、運動や健康づくり、趣味活動などを通じ、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めています。

市では、江別市高齢者クラブ連合会を核とした組織化をはじめ、各クラブの様々な活動をサポートするため、運営に対して補助するとともに、江別市高齢者クラブと連携し、各種事業などの企画を進めていきます。

①－３　ボランティア活動の推進支援

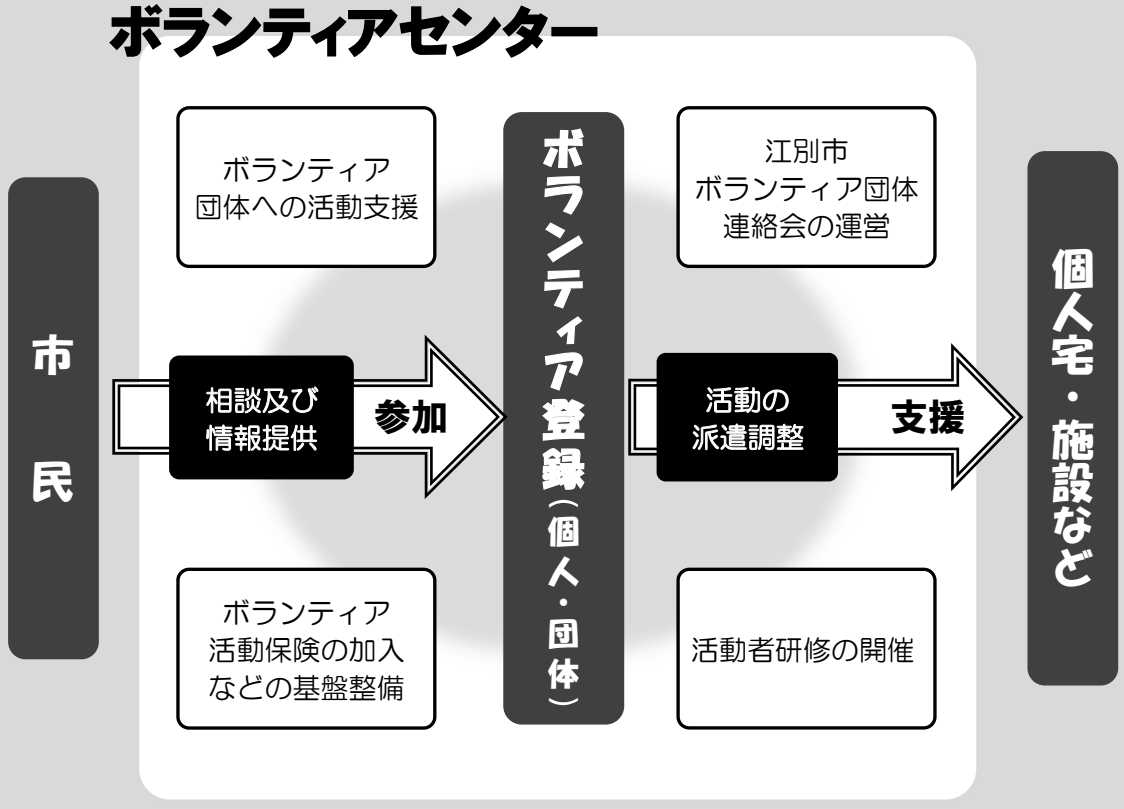
本市には、高齢者の社会参加や生きがいづくりに積極的に取り組む自治会やボランティア団体が数多くあり、団体の取組に関する情報を発信することで、高齢者の社会参加を促進します。また、これらの取組を増やしていくため、取組意向のある自治会や団体等に対して、支援していきます。

①－４　ボランティアの育成

高齢者が社会参加することは、生きがいづくりにつながるだけでなく、健康づくりや介護予防にも効果的です。今後の一人暮らしの高齢者等の増加を踏まえて、高齢者の日常生活で生じた困りごとを支援するボランティアの育成を図り、地域の支え合い体制の促進に努めます。

ボランティアセンターの概要

社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしてみたい人、ボランティアの支援を求める人からの相談を受け、活動先の紹介や活動者の紹介などのほか、ボランティア活動推進に関わる様々な支援を行っています。



②　高齢者への就労支援

今後の超高齢社会においては、豊富な知識と経験を持つ活力ある高齢者が地域との関わりの中で様々な社会的役割を果たすことが重要と考えられます。

就労支援施設「江別まちなか仕事プラザ」において、専任の相談員による個別相談や、合同企業説明会を実施し、高齢者雇用を促進しています。

また、高齢者に対する就労の機会を提供している江別市シルバー人材センターは、高齢者の自主的な活動を通じて会員の就業機会拡大による福祉の向上を図り、多岐にわたる事業を展開しています。市では、今後も継続して、江別市シルバー人材センターを支援していきます。

③　生涯学習・文化活動・スポーツ活動等の促進

高齢者が生涯にわたって生きがいを持ち、豊かな人生を過ごすために、学習活動等を通じて積極的な社会参加を行うことが必要です。学習の成果は、地域社会において世代間交流・ボランティア活動等で生かされ、ふれあいのある快適な暮らしの実現に向けて重要な役割を果たすと考えられます。

市では、江別市生涯学習推進協議会、ＮＰＯ法人江別市文化協会、一般財団法人江別市スポーツ振興財団などにより、自主的な生涯学習・文化活動等が盛んに実施されています。

また、市内に４つある大学との連携による生涯学習講座を開催し、学習機会を提供しています。

こうした取組を江別市独自の魅力として、あるいは地域の活力源として位置付け、高齢者の社会参加、さらには多世代交流を促進していきます。

③－１　蒼樹（そうじゅ）大学事業

市内に住む65歳以上の方を対象に、生きがいづくりや交流を目的とし、各分野の専門家による講演、各自で選択する専攻講座、研修旅行などの様々な学習を行っています。

③－２　聚楽（じゅらく）学園の自主運営への支援

聚楽（じゅらく）学園は、蒼樹大学やその他の高齢者大学の大学院という位置付けで、卒業生が自主運営し、各分野の専門家による講演、各自で選択する専攻講座、野外研修などの様々な学習を行っています。

③－３　市民文化祭開催支援事業

江別市文化協会の主催により、毎年、文化の日を中心に、江別、野幌、大麻の各地区において、舞台、展示、文芸、生活文化の各部門で日頃の学習成果を発表し、高齢者も多く参加する事業となっています。

③－４　えべつ市民カレッジ（四大学等連携生涯学習講座）事業

市内の４大学と協働で開催する「ふるさと江別塾」に加え、各大学で開催している市民公開講座や市主催講座、社会教育関係団体が主催する講座と連携し、「えべつ市民カレッジ」と位置付けて、受講者である市民が、問題意識と知識を獲得し、まちづくりに生かすための学習の場として、多様な講座を開催しています。

③－５　高齢者健康教室の開催

一般財団法人江別市スポーツ振興財団が主体となり、高齢者の自主的な健康づくりを支援するため、体力維持及び健康寿命の延伸を目指した健康教室を開催しています。参加者の年齢や運動機能、目的に合わせて、65歳以上及び70歳以上を対象とする2通りの健康教室を展開し、効果的な運動習慣の定着を図ります。

④　地域交流の促進

高齢者が積極的に社会参加し、自らの役割を見つけることは、心の豊かさや生きがいが得られ、自身の健康につながると言われています。

住民同士や地域での交流等を通じて、いきいきと活動的に暮らす高齢者が増加するよう、地域とのふれあいの場や外出機会の創出に努めます。

④－１　ふれあい入浴デー事業

65歳以上の高齢者を対象に、江別浴場組合と協力し、月に一度公衆浴場を無料で開放しています。

高齢者の外出機会や地域とのふれあいの場を創出することで、閉じこもり防止や心身の健康保持を図ります。

④－２　愛のふれあい交流事業

65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象として、自治会が中心となり、声かけ・訪問等の見守り活動や地域交流の集い活動を行い、高齢者の孤立感の解消を図ります。

④－３　シルバーウィーク事業への参加促進

シルバーウィーク事業において、江別市社会福祉協議会や江別市高齢者クラブ連合会と連携し、様々な行事を実施しています。

高齢者の外出機会を創出することにより、高齢者の地域交流や社会参加、生きがいづくりの促進を図ります。

④－４　老人憩の家での地域交流

教養の向上、レクリエーション等の活動の場として、老人憩の家を市内4か所に設置・運営しています。

高齢者相互の交流の場・憩いの場として、また、地域社会との交流の場としても広く活用され、高齢者の介護予防や健康づくりの増進が図られるよう努めていきます。

第４節　認知症施策の推進・・・【計画目標４】

江別市の要支援及び要介護認定者（第2号被保険者を含む）のうち、認知症高齢者の日常生活自立度の判定ランクⅡ以上の人は、若年性の認知症の人も含めて、令和３(2021)年３月末は3,990人でしたが、令和８(2026)年３月末には4,457人と、５年間で１割以上の増加が見られるます。

今後の更なる高齢化の進展に伴い、認知症の人が増えていくことが見込まれていることから、認知症施策を高齢者総合計画と一体的に推進するため、本第４節を「第４期江別市認知症施策推進計画」として位置付けます。

（１）認知症の人の社会参加を支え合う地域づくり

施策の方向性

認知症があっても、その進行に応じた適切な医療・介護サービスを受けながら、認知症に対する周囲の正しい理解や適切な対応、介護を行う家族への支援などを受けることによって、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるようになります。

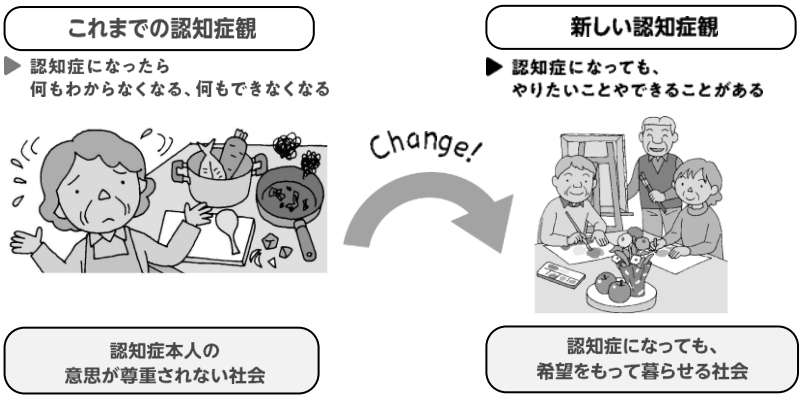
このことから、認知症の症状の有無にかかわらず、誰もが安心して自身が望む地域活動や社会参加等を行いながら暮らすことができるまちを目指し、認知症に対する正しい知識と理解の促進を通じて、住民による見守り合いや支え合いが実践される地域づくりに努めます。

具体的取組

①　認知症に対する正しい理解の普及啓発

令和６（2024）年に認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。また、その基本法に基づき策定された認知症施策推進基本計画の中で、「新しい認知症観」という考え方が示されました。「新しい認知症観」とは、認知症になっても、住み慣れた地域で仲間などとつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

古い認知症観に基づく偏見をなくし、「新しい認知症観」の普及啓発と認知症に対する正しい理解の促進に努めます。



①－１　多世代に向けた普及啓発

認知症基本法において、世界アルツハイマーデー（9月21日）及び月間（9月）を、認知症の日及び月間と定め、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めることとされました。

市においてもこれまでと同様、当該期間を意識しながら、多世代に向けて認知症への関心、正しい知識と理解を深めるための普及啓発に取り組みます。

①－２　認知症講演会・研修会等の開催

認知症の人やその家族を地域全体が支え合い、見守り合える地域づくりを進めるために、認知症に対する正しい知識と理解をより効果的・効率的に普及展開することを目的として、認知症講演会を開催します。

また、民間事業者等が提供するサービス等も活用し、認知症を自分ごととして考える機会づくりに努めます。

①－３　認知症に係る出前講話の実施

高齢者のグループや活動団体等を対象に、認知症に対する正しい知識や、予防のための具体的な日常生活の工夫についての出前講話を実施し、認知症の理解促進を図ります。

②　認知症の人やその家族を見守り合い、支え合う地域づくりの推進

認知症の人とその家族が安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域や学校、職場等でのあらゆる機会を通じて、幅広い年代を対象に、認知症に対する正しい知識と理解を深めるための普及啓発を図ることで、認知症の人やその家族が、地域に対して認知症であることを打ち明けることができ、地域全体で見守り合い、支え合う地域づくりを進めます。

②－１　認知症地域支援推進員による地域づくりの推進

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるまちを目指し、地域包括支援センターや介護サービス事業所、認知症疾患医療センター等の専門医療機関やかかりつけ医、そして地域の関係者による連携体制を構築するために認知症地域支援推進員を配置しています。

認知症地域支援推進員は、認知症の人やその家族が、状態に応じた適切なサービスを受けるための関係機関との連携構築や、介護サービス事業所の職員などに対する認知症対応力の向上など、認知症の人とその家族を支援する体制の整備に取り組みます。

②－２　認知症サポーター養成講座の実施

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で見守り合い、支え合うことができる体制づくりのため、認知症の種類や対応方法について学ぶ、認知症の応援者（認知症サポーター）の育成を図ります。

また、認知症サポーター養成講座の上級講座を実施し、ボランティアの立場で認知症の人やその家族を支える人材を養成します。

さらに、養成講座の講師となるキャラバン・メイトに対しても、定期的にスキルアップ研修等を開催して認知症の方に対する対応技術の向上を図ります。

②－３　チームオレンジ活動の促進

認知症の人やその家族と、認知症サポーターや地域住民等とをつなぐ仕組みであるチームオレンジでは「支援する人、される人」の関係を超えて対等な関係を築きながら、認知症の人がやりたいことやできることを続け、役割を持って社会参加できる場となることを目指しています。

市では、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、チームオレンジの活動を促進するとともに、地域での認知症に対する理解を深め、地域全体で見守り合い、支え合う地域づくりを進めます。

③　認知症の人やその家族が安心して外出できるための環境整備

認知症の人とその家族が安心して外出できる機会を確保するため、外出時の帰宅困難・行方不明となった場合に備えた支援体制の構築や、認知症の人を介護している家族の休息や外出時の支援を行うことで、家族の心身の負担軽減を図ります。また、認知症の人やその家族だけではなく、地域住民など誰もが気軽に参加し、交流できる居場所づくりに努めます。

③－１　認知症高齢者等の行方不明時における支援体制の構築（再掲）

認知症の高齢者等が、安心して住み慣れた地域で暮らし続けるため、外出時に帰宅困難・行方不明となった場合に、地域住民や高齢者を支える関係団体の協力や連携を得ながら、安全に帰宅できるための体制の構築が必要です。

認知症高齢者等が外出時に帰宅困難や行方不明になることに備え、現在の位置情報を確認することができるＧＰＳ端末を貸し出すことで、認知症高齢者等の早期発見を目指すとともに、在宅生活を支える家族等の心身の負担を軽減するための支援に取り組んでいます。

また、警察署が、高齢者等の帰宅困難・行方不明による捜索依頼を受けた場合に、捜索協力関係機関（ＪＲ・バス会社・タクシー会社・消防など）へ情報提供を行う江別市見守りＳＯＳネットワークの周知拡大と利用促進に向け、関係機関との連携体制の強化に取り組みます。また、必要に応じて再発防止に向けた事後支援を行います。

らに、今後においても、認知症高齢者等とその家族の支援に向けて、ＩＣＴ（情報通信技術）機器などを含めた有効な手段の情報収集を行うとともに、効果的な対応や取組等がある場合は必要な情報の提供が図られるように努めます。

③－２　認知症の人の地域における居場所の整備

認知症の人やその家族の社会参加を支えるため、介護の専門職やボランティア、地域住民など誰もが気軽に参加できる認知症カフェの運営支援に加えて、認知症になっても地域のサロンや茶話会等の通いの場に参加し続けられるよう、参加者同士の交流を通じて認知症や介護の理解を深め、支え合う地域づくりを推進します。

③－３　認知症高齢者家族やすらぎ支援事業（再掲）

認知症の人を介護している家族の休息や外出時の支援として、認知症の症状の正しい知識や接し方に関する基礎研修を受けたボランティアが自宅を訪問し、家族に代わって話し相手となって見守りを行うことで、在宅生活を営む家族の心身の負担軽減に努めています。

（２）認知症の予防と備えの実践

施策の方向性

認知症の予防には「発症を遅らせるための予防」と「進行を遅らせるための予防」があります。この２つの予防を推進するためには、認知症に対する正しい知識や理解の普及啓発と併せて、予防に効果的と言われている、運動不足の解消、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防や社会参加による社会的孤立の解消、地域・家庭内での役割の保持等が重要になります。

今後、国の示す認知症施策の方向性に加え、認知症の専門関係機関による認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法等の研究開発の動向を注視しながら、より効果的な認知症予防のエビデンスの収集・普及に取り組むほか、通いの場における活動の推進などから、正しい知識と理解に基づいた、認知症への「備え」の実践に向けた普及啓発に努めます。

具体的取組

①　早期対応と支援体制の構築

認知症は、早期発見・早期診断及び早期対応により、進行をある程度遅らせることが可能とされています。

また、認知症が進行した場合であっても、本人や家族の負担に対し、総合的かつ継続的な支援体制を構築していくことが求められます。

今後も認知症の人の増加が見込まれる中、認知症になっても本人の意思や尊厳が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりに向けて、認知症初期集中支援チームによる早期発見・早期対応のほか、認知症地域支援推進員を中心として、地域の中の認知症を支えるネットワーク構築の取組を推進するとともに、認知症の人やその家族を地域全体が支え合い、見守り合える地域づくりを進めます。

①－１　認知症に関する相談先の周知

認知症サポーター養成講座や出前講話をはじめ、各種事業において認知症に対する正しい知識と理解を深める周知啓発に努めるとともに、認知症に関して相談が必要なときに利用できる相談先の周知を図ります。

①－２　認知症初期集中支援チームによる支援

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期から関わり、適切な医療・介護サービスへつなげるなどの支援を行う認知症初期集中支援チームを運営します。

認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対し、認知症専門医の指導の下、複数の専門職が訪問や相談対応等を行い、初期の支援を包括的・集中的に行います。

②　認知症に対する「備え」の実践

認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることも含めて、多くの人にとって身近になってきています。もし、将来的に自分や家族、友人等が認知症になったとしても、認知症とともによりよい生活を送ることができるよう、将来の認知症に備えることが重要になります。

認知症が進行すると、認知機能や判断能力が低下し、意思決定や意思表示が難しくなる場合があることから、認知症になっても自分らしく暮らし続けるために、自分の情報や資産について整理しておくことと併せ、介護や治療が必要になったときに備え、在宅生活や施設入所などの生活環境や、終末期の医療の希望などを示しておくことも重要です。

早い段階から、認知症に対する正しい知識を習得し、症状の進行を遅らせる予防の取組や、自らの尊厳を守るための備えを実践するよう働きかけることで、認知症になっても自分らしく安心して暮らし続けることができるまちづくりの推進に取り組みます。

②－１　認知症に関するガイドブックの作成・普及

認知症の人の意思や尊厳を尊重し、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、新しい認知症観や認知症当事者の想いのほか、認知症を発症した時から進行する症状に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護・福祉サービスが利用できるのかを紹介した冊子「認知症あんしんガイド（江別市認知症ケアパス）」を作成し、市民や医療・介護・福祉の関係者への普及に加え、適切に活用されるよう努めます。

②－２　多世代に向けた普及啓発（再掲）

認知症基本法において、世界アルツハイマーデー（９月 21 日）及び月間（９月）を認知症の日及び月間と定め、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めることとされました。

市においてもこれまでと同様、当該期間を意識しながら、多世代に向けて認知症への関心、正しい知識と理解を深めるための普及啓発に取り組みます。

②－３　認知症講演会・研修会等の開催（再掲）

認知症の人やその家族を地域全体が支え合い、見守り合える地域づくりを進めるために、認知症に対する正しい知識と理解をより効果的・効率的に普及展開することを目的として、認知症講演会を開催します。

また、民間事業者等が提供するサービス等も活用し、認知症を自分ごととして考える機会づくりに努めます。

②－４　認知症予防に関する共同研究

『健康都市えべつ』実現の一環として、北海道情報大学などと連携し、「軽度認知障害（ＭＣＩ）の血液バイオマーカーの探索」「食を中心とした認知症重症化予防策の検討」などを目的とする共同コホート研究『江別いきいき未来スタディ』に引き続き取り組みます。

本研究では、認知症の約６割を占めるアルツハイマー病の原因物質の１つであるアミロイドベータに着目し、約1,200人の市民参加を得て、令和５(2023)年度から10年間にわたり、血液バイオマーカーの測定を含む認知機能検査や体力測定のほか、食・生活習慣に関するアンケート調査を行うことにより、食をはじめとする生活習慣の改善によるＭＣＩの発症リスク低減を目指します。

③　成年後見制度の利用に関する相談の実施（再掲）

成年後見支援センターでは、成年後見制度に関する総合相談の窓口として、制度の必要性や関連する諸制度の紹介、制度利用の検討に関する相談への対応、制度の利用が必要な方やその家族等に対する手続支援、後見人等の調整を行っています。

福祉・法律の専門職、司法機関などの様々な関係機関と連携を図りながら、本人が安心して地域で暮らしていくための環境づくりを支援します。

④　成年後見制度利用に関する各種支援制度の実施（再掲）

成年後見制度による支援が必要な場合であっても、本人に身寄りがないなど、制度の申立てをすることが難しい場合に、市長が家庭裁判所に対して後見等開始の審判の申立てを行い、成年後見支援センターや家庭裁判所等と連携し、適切・迅速な制度利用につなげます。

経済的な事情により、申立費用や成年後見人等の報酬を負担することが難しい場合は、市がその費用の一部を助成することにより、制度の利用を促進します。

第５節　安心して暮らすための環境づくり・・・【計画目標５】

（１）暮らしやすい環境づくり

施策の方向性

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、住まいの安定的な確保や、安心して暮らせる環境が必要不可欠です。

高齢者が安心して暮らすことができるよう、それぞれの状況やニーズ等に対応した多様な住まいの確保に努めるとともに、バリアフリーや交通安全活動の推進と、日常生活をサポートするサービスの提供により、高齢者の在宅生活を支援します。

具体的取組

①　多様な住まい方への支援

今後、単身世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加等に伴い、利用する介護サービス等を含めた生活スタイルの多様化が進む中で、各々に合った住まいの確保が重要となります。

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどのニーズが高まること等も見込みながら、地域のニーズに応じた住まいが適切に提供されるよう努めるとともに、北海道と連携を図りながら、必要な情報の提供にも努めます。

①－１　高齢者住宅等安心確保事業の推進

大麻沢町にある、室内の段差解消や手すり、緊急通報装置の設置等、高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様を備えた道営の高齢者世話付住宅の入居者に対し、住宅所在市として、生活援助員による生活相談等のサービスを提供します。

①－２　高齢者対応公営住宅の整備

室内の段差解消や手すりの設置など、高齢者やその家族が安心して暮らせるようなユニバーサルデザインの視点に立ち、安心して住み続けることができる住まいの提供に努めます。

①－３　住宅施策との調和

高齢社会に対応するため、中長期的な視点に立った総合的な住宅施策の指針である「住生活基本計画」、高齢者向け賃貸住宅及び老人ホームの供給目標等を定める「高齢者居住安定確保計画」、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給目標を定める「賃貸住宅供給促進計画」との調和を図り、住環境の整備に努めます。

①－４　高齢者向け住宅の情報提供

バリアフリー構造を有し、安否確認や病院受診時の送迎等の生活支援サービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等を含めた高齢者向け住宅について、北海道と連携を図りながら、事業者の参入の動向を注視するとともに、高齢者向け住宅に関するパンフレットを作成して、情報提供に努めます。

	情報提供施設数	入居定員総数	要介護者数
住宅型有料老人ホーム	16 施設	371 名	288 名
サービス付き高齢者向け住宅	７施設	330 名	225 名

（令和８年(2026)年７月１日現在）

高齢者向け住宅のパンフレットについて

高齢者の方に安心して暮らしていただくため、市内のサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム、ケアハウス（軽費老人ホーム）、その他高齢者向けの住宅についての入居に関する情報が掲載されているパンフレットを作成しています。
市役所介護保険課のほか、各地域包括支援センター等で配布していますので、住まい情報の参考にご活用ください。

●江別市ホームページ
https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kaigo/68533.html

～パンフレット～



②　バリアフリーの推進

公共施設や街路のバリアフリー化を進め、高齢者や障がいのある方など、全ての人に優しい街並みづくりを目指します。

②－１　公共施設等のバリアフリー化

高齢社会における生活環境は、ノーマライゼーションの理念に基づき、全ての市民が安心して日常生活を送ることができるものでなければなりません。

今後は、車いす等を使用する高齢者の増加が見込まれることから、公共施設において、スロープや手すりの設置、トイレの改良などを推進します。

また、高齢者の社会参加の促進やそのための移動を支援するため、エレベーターの設置等による公共施設の改善や公共交通機関利用者の利便性の向上に努め、高齢者が安心して移動できる環境づくりを推進します。

②－２　誰もが利用しやすい道路・公園・緑地などの整備

道路の整備では、安全で快適な道路環境を保ち、利用者が安心して通行できる道路環境づくりを進めていきます。

また、公園・緑地などの整備では、子育て世代から高齢者まで、誰もが安全に安心して利用できるよう、市民との協働による公園の再整備等、健康と心の豊かさを保つ公園環境づくりを進めます。

③　交通安全対策の推進

高齢者を含む各世代に応じた交通安全教育を推進するとともに、警察、道路管理者及び各種交通安全団体と連携して交通安全の啓発に努めます。

③－１　高齢者交通安全教室の開催

高齢者の交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、高齢者クラブとの連携や自治会の協力を得ながら、高齢者交通安全教室等を開催し、道路の安全な通行などの啓発や夜間の交通事故防止のための夜光反射材の配布、体験・実践型の講習会の実施など、交通安全教育を推進します。

③－２　交通安全運動の継続的推進

高齢者をはじめ市民一人ひとりに交通安全思想の普及を図り、交通ルールの遵守を徹底するほか、関係機関・団体との連携を強化し、市民総ぐるみの交通安全運動として継続的な展開を推進します。

④　緊急通報サービス

病弱であったり重度身体障がいのある高齢者等のみの世帯を対象に、緊急時にスタッフが自宅に駆けつけるサービスや、24時間いつでも看護師などに電話で健康相談できる民間サービスの費用の一部を助成し、安心した生活を継続できるよう支援します。

⑤　福祉除雪サービス

公道（国道を除く。以下同様）に面した戸建住宅に居住し、近隣に除雪の援助をしてくれる人がいない、住民税が非課税の高齢者のみの世帯等を対象に、公道の除雪後に残る住宅間口の置き雪を住宅敷地内の別の場所に移動させ、公道への出入口を確保するサービスを実施しています。

自力で除雪することが困難な方の負担軽減を図ることで、安心した在宅生活を継続できるよう支援します。

⑥　一人暮らし高齢者宅防火訪問

消防本部では、職員が民生委員児童委員の見回り活動に同行し、高齢者世帯へ住宅防火の啓発を行うとともに、女性消防団員が一人暮らしの高齢者宅を訪問し、火災予防のための啓発活動を実施します。

また、高齢者を住宅火災から守るため、火災の発生を早期に知らせる住宅用火災警報器の普及と適正な維持管理の推進に努めるとともに、地震時における電気火災を防止する感震ブレーカーの設置促進に向けた啓発活動を実施し、住宅防火対策を強化します。

⑦　救急袋（きゅうきゅうたい）の配布

名前や住所、かかりつけ病院などの記入が可能で、常備薬の説明書などを入れられる封筒を配布します。

封筒を玄関の目立つ場所に貼っておくことで、救急車を呼んだ際に駆け付けた救急隊員が、その情報を医療機関へ伝えることができます。

⑧　ごみサポート収集（再掲）

ごみステーションにごみを運ぶことが困難な要介護１以上の高齢者等を対象に、市が委託しているごみ収集員が、ごみの戸別収集を行います。

一人暮らしの高齢者等の安否確認につなげるため、ごみの排出がない場合には、市が報告を受け、親族やケアマネジャーなどの関係機関に連絡するなどにより、世帯の状況を確認する連絡体制を構築しています。

⑨　使用済み紙おむつの無料収集

紙おむつ排出の負担軽減を目的に、令和６年１０月１日から紙おむつの無料収集を実施しています。

（２）権利擁護の推進

施策の方向性

高齢化の進展により、身体機能の低下に伴う介護や、判断能力の低下に伴う金銭管理等に関する支援を必要とする高齢者が増加しています。

安心して暮らすためには、日常生活で様々な支援が必要になったとしても、高齢者本人の尊厳は守られるべきであり、高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待等、権利の侵害は防がなければなりません。

高齢者の権利擁護に関する意識を高めるため、権利を侵害された高齢者を発見・把握した時は迅速に通報することを周知するほか、介護職員などの専門職に対する研修会を行うなど、高齢者の権利擁護体制の強化に努めます。

具体的取組

①　高齢者虐待の防止と早期発見に向けたネットワークの構築

高齢者を介護する家族や介護職員等（以下「養護者」といいます。）は、日々の介護負担の重さから、誰しも不適切な行為をしてしまう可能性があります。高齢者虐待の防止には、養護者に対して常に高齢者の尊厳を守る権利擁護の理念を意識させるとともに、負担を抱え込まずに周囲に相談できる環境や助け合うことができる環境を整えることが必要です。

また、高齢者虐待の発生を未然に防ぐ取組と併せて、養護者や地域住民等から虐待の疑いに関する相談や通報を促すための意識啓発を行うほか、虐待を早期発見するために高齢者を見守り合うネットワーク体制の構築を図ります。

②　高齢者虐待への迅速かつ適切な対応と再発防止

高齢者虐待の疑いに係る相談や通報を受けた場合、迅速な事実確認の実施に加え、緊急性の判断や高齢者の安全の確保に努め、適切な支援方策に基づく対応を図るとともに、警察や保健所などの行政機関のほか、様々な関係機関との密接な連携により、高齢者と養護者、双方への支援を行うことで、虐待に当たる行為の解消と再発防止に向けた取組に努めます。

③　消費者被害等の防止

高齢者のみの世帯や認知症などにより判断能力が低下した高齢者が増加していることから、悪徳商法や詐欺などの消費者被害の防止が全国的な課題となっています。

高齢者の生活上の不安や、判断能力の低下につけこんだ詐欺等による被害の防止と併せて、被害を受けた高齢者の早期発見と被害の拡大を防ぐために、地域包括支援センターが中心となって周知啓発や情報収集に努めます。

また、民生委員や警察、消費生活センター等の関係機関との密接な連携に加え、高齢者を消費者被害等から守るための江別市消費者被害防止ネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の構成機関との情報共有など、既存の連携機能を活用した、更なる体制の強化を図ります。

④　成年後見制度の広報・啓発（再掲）

成年後見制度を正しく理解し、誰もが安心して利用できるよう、制度の仕組みや手続きの流れ、身近な相談先である成年後見支援センターなどについて、パンフレットやホームページを活用するほか、市民向け講演会や出前講座などにより、地域に広く周知します。

また、権利擁護支援が必要な人と接する機会の多い介護保険サービス関係者や医療機関、民生委員などに対しても幅広く広報・啓発を行い、地域全体に制度の理解を図ることで、制度利用を必要とする人の早期発見・早期相談につなげます。

⑤　成年後見制度の利用に関する相談の実施（再掲）

成年後見支援センターでは、成年後見制度に関する総合相談の窓口として、制度の必要性や関連する諸制度の紹介、制度利用の検討に関する相談への対応、制度の利用が必要な方やその家族等に対する手続支援、後見人等の調整を行っています。

福祉・法律の専門職、司法機関などの様々な関係機関と連携を図りながら、本人が安心して地域で暮らしていくための環境づくりを支援します。

⑥　権利擁護支援と地域連携ネットワークの推進（再掲）

権利擁護支援が必要な人に関わる地域の関係者や法律・福祉の専門職団体、関係機関が連携して支援する体制である地域連携ネットワークを活用し、本人の意思を重視した権利擁護支援を推進します。

（３）災害や感染症対策の推進

施策の方向性

安心して暮らすためには災害や感染症に備えることが重要であり、災害時に配慮が必要とされる高齢者等への支援体制の整備や、感染症拡大に備えた関係機関との連携体制の構築などに努めます。

具体的取組

①　災害時要配慮者対策の推進

災害時に配慮が必要とされる高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等要配慮者への対応を推進します。

①－１　避難行動における対応

「避難行動要支援者避難支援制度」の登録者に対する取組を推進します。

この制度は、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある方などが安全に避難できるように、地域の中で日頃から声かけや見守りなどの支援体制づくりを行うためのものです。

制度を充実させるため、自治会や自主防災組織を中心とした活動が推進されるような体制づくりや円滑に避難できるよう個別避難計画の作成に取り組みます。

①－２　避難生活における対応

避難所において、要配慮者が避難所生活を円滑に送ることができるよう、また、要配慮者に必要な配慮が図られるように、要配慮者スペースの設置の取組を推進します。

また、避難所が開設され、自治会や自主防災組織を中心とした避難所運営が行われる際、要配慮者に配慮した運営が推進されるような体制づくりに取り組みます。

なお、避難所生活において特別な支援等を必要とする方を対象に、市と協定を締結している事業所が運営する福祉施設等を福祉避難所として開設するなど、避難所生活の環境に配慮します。

②　感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとしたこれまでの経験を踏まえ、感染症全般の発生及び拡大防止に向けた対策が必要です。高齢者は感染した場合、重症化するリスクが高いことから、高齢者への健康管理の働きかけに加え、高齢者施設等における感染防止対策の取組を推進します。

第６節　持続可能な介護保険制度の運営・・・【計画目標６】

（１）介護サービスの安定的な提供

施策の方向性

団塊ジュニア世代が65歳となる令和22(2040)年を見据え、介護を必要とする状態になったとしても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた基盤整備に努めます。

また、市民の介護保険制度への理解をより一層深めるための普及啓発や介護サービス情報の公表に取り組むほか、介護事業所や関係機関と連携し、災害時や感染症流行時でも介護サービスを安定して提供できるような体制づくりや資材の備蓄などに努めます。

具体的取組

①　介護サービス基盤の整備

介護を必要とする状態になったとしても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤の整備を進めます。今後、介護サービス利用の割合が高い75歳以上人口の増加に伴う入所待機者数の増加が見込まれることや北海道医療計画との整合及び介護離職防止の観点も踏まえ、本計画期間においても一定の整備を行うこととします。

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

第９期末累計	第10期整備計画	第10期末累計
518床	○床	○床

※地域密着型特別養護老人ホームを含む

②　介護保険制度の普及啓発

介護保険制度や高齢者に関する保健福祉の情報等を、広報えべつや江別市ホームページ、出前講座などの様々な手段を通して、市民に分かりやすい広報に努めます。

また、地域で活動している地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャー、民生委員などと連携し、地域の隅々まで情報が行き届くように働きかけていきます。

③　介護サービス情報の公表

介護サービスを利用するに当たって、事業所を選択するための情報をまとめた「介護保険サービス事業所ガイドブック」を作成し、公共施設等に配置するほか、各事業所へ提供しています。

また、厚生労働省において、全国の介護サービス事業所の情報が検索できる介護サービス情報公表システムをインターネット上で公表しており、市では要介護認定の結果通知書に当該システムのホームページアドレスを記載しています。

④　災害・感染症対策に係る体制整備

近年の自然災害の発生や新興感染症の発生及び拡大などを踏まえ、関係機関、事業所等と連携しながら、防災対策や感染症対策に関する周知啓発、研修・訓練の実施、必要となる物資の備蓄等の事前対策を進め、災害や感染症発生時でも必要なサービスを提供できる体制整備に努めます。

（２）介護人材の確保と資質向上及び業務の効率化に向けた事業者支援

施策の方向性

介護サービスを提供する担い手不足が問題となっていることから、事業者支援の取組を引き続き進めるほか、介護職員の処遇改善に係る利用支援や担い手確保・資質向上に向けた北海道の事業周知など、様々な機会を通じて、介護職員の確保と資質向上に努めます。

また、業務負担の軽減に向けたＩＣＴ等（情報通信技術）導入の支援や文書事務負担の軽減などについて、国や北海道等と連携しながら、事業所への支援に取り組みます。

具体的取組

①　介護人材の確保に向けた取組

介護現場における人材不足の軽減・解消に向け、事業者支援として人材確保と定着を併せた取組を進めるほか、介護職員の待遇改善につながる処遇改善加算の利用支援をはじめ、求人に関するイベントや北海道の事業などの収集と提供に努め、介護人材の確保に取り組みます。

②　介護人材の資質の向上に向けた取組

介護事業所に対する運営指導等の機会を捉えて介護職員の適正な配置・運用を促すとともに、介護の質の確保に向けた取組を推進します。

また、専門職団体や北海道による研修、各種事業等の情報提供に努めるとともに、地域包括支援センター等による地域ケア会議の実施、医療介護連携推進協議会による専門職研修の実施など、様々な機会を通じて、介護に携わる人材の資質の向上に取り組みます。

③　生産性向上推進及び質の向上に向けた事業者支援

介護ロボットの導入や、ＩＣＴ等（情報通信技術）のテクノロジーを活用した生産性及び質の向上に関する事例や補助金等の情報提供に努め、国や北海道等と連携しながら、事業者を支援します。

また、事業所における業務効率化の一環として、電子申請・届出システムの利用推進による文書負担軽減に取り組みます。

（３）介護保険事業の円滑な運営

施策の方向性

高齢化の進展に伴い、介護サービス利用者が増加していることから、持続可能な介護保険制度の構築に向け、サービス提供の確保と介護給付の適正化に努めるとともに、低所得者等に配慮した取組を進めていきます。

具体的取組

①　介護給付適正化事業の推進

要介護認定の適正化やケアプラン点検などの介護給付適正化主要3事業を継続して実施し、サービス利用者が真に必要とするサービスが適切に提供されるよう、適正化事業の推進に努めます。

①－１　要介護認定の適正化（主要３事業）

要介護認定に係る認定調査票の内容について点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保に努めます。

①－２　ケアプランの点検（主要３事業）

介護支援専門員が作成したケアプランの内容を点検し、自立支援に資する適切なケアマネジメントの確保に向けた気づきを促すことで、介護支援専門員の質の向上に努めます。

また、住宅改修や福祉用具の購入・貸与について、提出書類の点検や訪問調査等を行い、自立支援に資する適切なサービス提供であるかを点検します。

①－３　縦覧点検・医療情報との突合（主要３事業）

国民健康保険団体連合会から提供される帳票等を確認し、介護報酬の請求内容に誤りがないかを点検します。

①－４　給付実績の活用

給付実績の情報を活用し、効率的・効果的にケアプラン点検や事業者指導を行い、給付の適正化に努めます。

②　低所得者等への配慮

高齢化の進展に伴い、介護サービス利用者の増加が続く中で、低所得者等への配慮として、第１号被保険者の保険料率の設定に配慮するとともに、市独自の保険料の減免や介護サービス利用時の費用負担の軽減を図ります。

②－１　公費負担による保険料の軽減

消費税等を財源とする公費を投入し、低所得者の保険料を軽減します。

②－２　生活困窮者に対する保険料の減免（市独自制度）

一定の要件を満たす生活困窮者の保険料を、申請により減免します。

②－３　江別市深夜等訪問介護助成（市独自制度）

夜間・深夜・早朝の時間帯に訪問介護サービスを利用した場合の割増加算分について、一定の要件を満たすことで、申請により割増加算分を助成します。

②－４　施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減

施設サービスや短期入所サービスを利用する際、一定の要件を満たすことで、申請により所得状況に応じて、食費・居住費（滞在費）が軽減されます。

②－５　高額介護サービス費等

１か月間に利用した介護保険サービス及び総合事業（サービス・活動事業）の利用者負担額の合計（食費・部屋代等は含まれない）が一定の上限額を超えたときは、申請によりその超えた分が高額介護サービス費等として支給されます。初回支給分のみ申請手続が必要で、２回目以降は初回指定の口座に自動で振り込まれます。

②－６　高額医療合算介護サービス費等

介護保険と医療保険の利用者負担の１年間（８月１日から翌年７月31日）の合計が一定の上限額を超えたときは、申請によりその超えた分が高額医療合算介護サービス費等として支給されます。

②－７　社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

社会福祉法人等が運営する事業所で、所定の介護サービスを利用する際、一定の要件を満たすことで、申請により利用者負担額・食費・居住費（滞在費）が軽減されます。

■活動指標の設定

江別版地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、各事業の進捗状況を適切に把握し、本計画で定める施策を効果的に推進するために、以下の活動指標を設定します。

指標項目	指標の考え方	基準値 令和８年度 （2026）	計画値 令和11年度 （2029）	計画値設定の 考え方
地域包括支援センターにおける総合相談の件数	高齢者の総合相談窓口としての活動状況を把握するための指標	件	件	基準値＋1,500件 （500件×3年）
自立支援型地域ケア会議の参加人数	高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組の実施状況を把握するための指標	人	人	基準値×10%増
入院時及び退院時の情報連携加算が適用された件数	要介護認定者が入・退院する際の医療と介護の連携状況を把握するための指標	件	件	基準値×10%増
成年後見制度に関する相談対応件数	権利擁護の推進状況を把握するための指標	件	件	基準値×10%増
シニアの元気アップ講座参加延べ人数	介護予防に関する普及・啓発の進捗状況を把握するための指標	人	人	基準値×20%増
こころの健康づくりや生活習慣病をテーマとした講座や相談の延べ回数	自分の体や病気について考える機会の提供状況を示すための指標	回	回	基準値×5%増
専門職派遣による健康教育・相談延べ人数	幅広い対象へのフレイル予防等に関する普及啓発の取組状況を把握するための指標	人	人	基準値×10%増
高齢者生活支援スタッフの人数	支援を必要とする高齢者への生活援助の担い手のすそ野を広げる取組の活動状況を把握するための指標	人	人	基準値＋90人 （30人×3年）

指標項目	指標の考え方	基準値 令和８年度 （2026）	計画値 令和11年度 （2029）	計画値設定の 考え方
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業利用日数	家族等介護者の負担軽減状況を把握するための指標	日	日	前計画期間の年間平均利用日数198日×10%増
ボランティアセンターの活動延べ人数	生きがい・社会参加の推進を把握するための指標	人	人	基準値+2,400人 （800人×3年）
認知症サポーター養成講座受講者数	住民への認知症に関する普及啓発の取組状況を把握するための指標	人	人	基準値から 毎年10%増
認知症初期集中支援チームの累計支援実人数	専門チームによる早期診断・早期対応の状況を把握するための指標	人	人	基準値から毎年度 1名ずつ増
緊急時通報システムの利用者数	高齢者の生活を支える環境の整備状況を把握するための指標	人	人	基準値と同程度
「避難行動要支援者避難支援制度」に協力する自治会数	災害時における高齢者等の支援体制を把握するための指標	自治会	自治会	基準値＋6自治会 （2自治会×3年）
介護保険サービス事業所に対する運営指導の件数	人員・設備・運営基準及び報酬基準の遵守状況を把握するための指標	件	件	15件×3年 3年間の累計値
業務効率化及び人材確保に資する情報提供の件数	介護人材の確保と資質向上及び業務効率化に向けた事業者への支援状況を把握するための指標	件	件	基準値×20%増

■介護給付適正化事業の取組目標

介護保険事業の円滑な運営に向け、適正なサービス提供の確保と費用の効率化を通じた介護給付の適正化を推進するために、以下の取組目標を設定します。

事業名	基本的な考え方	取組目標		
		令和９年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
要介護認定の適正化	要介護認定に係る認定調査票の内容について点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保に努めます。	認定調査票点検の全件実施	継続	継続
ケアプランの点検	国保連合会から提供される帳票等を活用し、適切なケアプランであるか点検することで適正な給付に努めます。 介護支援専門員とともにケアプラン内容を確認することにより、介護支援専門員の気付きを促し、自立支援に資する適切なケアマネジメントの確保に努めます。 ※２年サイクルで市内全居宅介護支援事業所への点検を実施	ケアプラン点検 15 事業所	継続	継続
	住宅改修や福祉用具の購入・貸与について、提出書類の点検や訪問調査等を行い、自立支援に資する適切なサービス提供の実現に努めます。	提出書類の全件点検及び効果的な訪問調査の実施 福祉用具貸与調査 15 件	継続	継続
縦覧点検・医療情報との突合	国保連合会から提供される帳票等を確認し、請求誤りと判断されたものについては、適正な処理を事業者に働きかけ、請求内容の適正化に努めます。	縦覧点検及び医療情報との突合の全件実施	継続	継続